

平成31年度における環境物品等の調達実績の概要

国立研究開発法人物質・材料研究機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第8条第1項の規定に基づき、平成31年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 調達実績の概要

（1）特定調達品目の調達状況

1) 目標達成状況等

- 各特定調達品目の調達量

別紙「平成31年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」

（以下、実績表）のとおりである。

- 各特定調達物品等の調達量

別紙「実績表」のとおりである。

- 各特定調達品目の目標、特定調達物品の調達率、目標達成率

別紙「実績表」のとおりである。

2) 調達目標を達成できなかった場合の理由等

- 判断の基準を満足しない物品等の調達量

別紙「実績表」のとおりである。

- 調達した判断の基準を満足しない物品等の内容

ティッシュペーパー、シャープペンシル、ボールペン 他22品目。

詳細は別紙「実績表」のとおりである。

- 判断の基準を満足する物品等が調達できなかった理由。

職員からの物品購入の希望へ迅速に対応できるよう、事務用消耗品のインターネット調達システムを使用している。当該システムから発注する際、特定調達物品等よりも安価であること、又は機能・性能上の必要性から、判断の基準を満足しない物品等の調達があった。

3) 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

該当無し

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

該当無し

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品購入の際、機器・物品のカタログ等において、グリーン購入法適合商品及びエコマーク認定商品等の環境負荷低減の商品や物品を確認して調達に当たるよう周知している。また、仕様書作成時には、調達内容に応じて、納入しようとする物品がグリーン購入法適合品であることを条件としている。

(4) 当該年度調達実績に関する評価

平成31年度の調達については、調達方針に定めた目標の達成率が74.7%であり、昨年度(81.1%)を6.4%下回る結果となった。この要因としては、特定調達物品等の購入を推奨しているが、特定調達物品等よりも安価であることや機能・性能上の必要性から、判断の基準を満足しない物品等が購入されたためである。

今後は、更なる周知及び調達の迅速性並びに経費節減を保った上で、特定調達物品等の調達の更なる推進を図り、可能な限り環境への負担の少ない物品等の調達に努めることとする。